

弁類台帳作成基準・施設設置要領

令和3年 4月

北見市上下水道局

弁類台帳作成基準・施設設置要領

1. 弁類台帳作成基準

(1) 平面図の記載事項

ア 弁類1箇所につき台帳を1枚作成する。

イ 平面図における背景図は1/500管網図を基本とし道路縁、筆界、家形、地番、既設管網（対象バルブについては、シンボルを太線とし、Aと表記する）、道路名、方位、オフセット対象物を正確に記入すること。

ウ オフセット対象物としての優先順位は冬期間でも確認の容易な、①仕切弁標識、②電柱類（電柱種別・番号記入）、③他標識類、④雨水柵・マンホール類（汚、雨の記入）、境界杭とし、原則として4カ所以上のオフセットをとること。また、民地内の物件は対象としないこと。

エ オフセットの対象物以外について、対象物とした施設と錯誤のおそれのある近接（2m以内）したマンホール、柵等についても明示すること。

オ 排泥弁については排水先の明示、消火栓については近傍の排水可能施設（雨水柵、汚水マンホール等）を明示すること。

(2) 平面図以外の記載事項

ア 台帳作成年度。

イ 1/500 図番、バルブ番号については上下水道局において記入するため不要。

ウ 町名

エ オフセット測定基準に則ったオフセット距離及び測点名称

オ 土被り（弁棒キャップ頂点から地盤までの距離）

カ 開閉情報、ブロックバルブ番号は上下水道局で記入するため不要

キ 種別、設置年月（工事工期の完成年月日）、口径、ボックスタイプ、開閉方向、埋設種別、弁体種別

2. オフセット測定基準

(1) 標識類、電柱類を基準とする場合は、弁類方向側前面より当該弁筐中心部までの距離とする。

(2) マンホール、柵類、境界杭を基準とする場合は、施設中心部より当該弁筐中心部までの距離とする。

(3) 消火栓を基準とする場合は、消火栓標識より当該弁筐中心部までの距離とする。

(4) 雨水柵を基準とする場合は、雨水柵の四隅より該当弁筐中心部までの距離とする。

3. 施設設置要領

(1) 標識板における表記事項は以下の5種類とする。

- ア 仕切弁
- イ 排泥弁
- ウ 消火栓（消火栓へ分岐された管上の仕切弁）
- エ 空気弁
- オ 減圧弁

4. 弁筐設置に伴う現地処理要領

(2) 弁筐設置に伴い維持管理上、容易にバルブ種別等の判別を行うため、次表のとおり処理を行うこととする。

バルブ種別	弁筐上部蓋表面処理	弁筐上部蓋裏面処理	弁筐内部処理
排 泥 弁	—	白色スプレー塗布	ステンレス板
ソ フ ト シ ー ル 弁	—	赤色スプレー塗布	—
消 火 栓	黄色スプレー塗布	—	—
監督員の指示するバルブ	—	—	ステンレス板